

登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示案について

1. 背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 132 条の 50 の規定により、無人航空機講習であって登録講習機関が行うものを修了した者について無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）を行う場合には、学科試験又は実地試験の全部又は一部を行わないことができることとされており、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和 4 年国土交通省令第 59 号）第 6 条第 1 号の規定により、登録講習機関は、無人航空機の操縦に関する知識及び技能その他の無人航空機を飛行させる能力を習得させるための課程を設置し、当該課程につき、登録講習機関の種類ごとに、講習時間、教育の内容等が「登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和 4 年国土交通省告示第 951 号）（以下「告示」という。）」で定める基準に適合するものであることとされている。

今般、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）の改正により、

- ・技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力が失われた場合に、技能証明書返納証明書の返納があったときは、当該技能証明書を返納した者に対し、技能証明書返納証明書を交付する旨の規定の新設
- ・技能証明書返納証明書の交付を受けた者であって、登録講習機関が行う無人航空機講習を修了したもの（直近において受けていた技能証明の有効期間が満了する日から起算して 3 年を経過しない者に限る。）が、登録講習機関の発行する修了証明書及び技能証明書返納証明書を添えて試験合格証明書の交付を申請したときは、一等無人航空機操縦士試験又は二等無人航空機操縦士試験の学科試験を免除する（当該試験の開始期日前に無人航空機講習を修了した日から起算して 3 ヶ月を経過する場合を除く。）旨の規定の新設
- ・技能証明書の失効再交付に係る規定の削除

等を予定しているため、同改正に伴い、上記の者に対する講習時間、教育の内容等に係る基準を定めるため、告示について所要の改正を行う。

2. 概要

告示について、技能証明書返納証明書の交付を受けた者（直近において受けていた技能証明の有効期間が満了する日から起算して 3 年を経過しない者に限る。）であって、学科試験及び実地試験のいずれについても免除を受けようとするものに係る登録講習機関の課程の講習時間、教育の内容等に係る基準を定める。

具体的には、「登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示（令和 7 年国土交通省告示第 160 号）」において、現行の規則第 236 条の 65 の規定により、技能証明書失効再交付申請者が修了していなければならない登録更新講習機関の課程に係る

る講習の内容の基準等を定めているところ、当該基準等を参考に学科講習及び実地講習の必要履修科目、履修方法、講習時間等を定める。

3. 今後のスケジュール (予定)

公布・施行：令和7年11月上旬